

岩手県告示第119号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成21年2月10日

岩手県知事 達 増 拓 也

医療機関の名称	所在地	指定年月日
石川歯科医院	下閉伊郡山田町長崎一丁目11番27号	平成20年3月31日